農業協 同組合法施行 細 則 0 一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第八十六号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則 (平成六年四月奈良県規則第四号) \mathcal{O} _ 部を次のように改正

する。

第三条第一項第八号及び第九号を次のように改める。

経営管理委員を置く組合以外の組合にあ 0 ては、 次に掲げる書面

T 役員) 理事が法第三十条第十一項ただし書に規定する農業者 又は組合員 (法人にあっては、 その役員) であることを証する書面 (法人にあ 0 ては、 その

イ 理事の定数の過半数が法第三十条第十二項各号に掲げる者の 1 ずれ かであ るこ

とを証する書面

九 経営管理委員を置く組合にあっ ては、 次に掲げる書面

T 経営管理委員が法第三十条の二第四 頃に おい て準用す る法第三十条第十一 項た

だし書に規定する農業者 (法人にあ 0 ては、 その 役員) 又は組合員 (法人に 0

ては、その役員)であることを証する書面

1 経営管理委員の 定数の 過半数が法第三十条の二第四項 E お VI て 準 用す る法第三

十条第十二項第一号に掲げる者であることを証する書面

ウ 理事が法第三十条の二第七項に規定する者であることを証する書面

第三条第三項中「議決」を「決議」に改める。

第四条中 「次の 各号に掲げる締結をした」 を 「法第十条第 項第十四号の 規定による

団体協約を締結した」に、 「それぞれ当該各号に掲げる書類」 を 「当該協約書の写し」

に改め、同条各号を削る。

第八条第一項第五号中 「あ つては」 を 「あ 0 ては」 に改め、 同条第二項中 あ つた」

を「あった」に改める。

第十一条第二項第一号アを次のように改める。

ア 施行規則第百八十条第一項に規定する貸借対照表

行令第三条の 第十七 条第二号中 四並びに第三条の 「平成十三年金融庁 五第一 項及び第三項第二号から第四号まで 農林水産省告示第十 九号 (農業協同組合法施 の規定に基づ

き、 第三十二条第 主務大臣 一項に規定す の指定する金融機関等を定める件) る主務大臣が」 に改め る。 第二条に」 を「農業協同組合法施行 令

第十八条第 五 項第二号中 「あ つては」 を 「あっ ては に 改 8

める。 第十九条中 「第十一条の 四第一項ただし書」を 第十 一条の 八第一 項ただし書」 改

第二十条中 第十 一条の五ただし 書」 を 「第十 _ 条の 九 ただし書」 改 \Diamond

第三項」に改める。 条第二項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の 「議決」を「決議」 第二十一条第一項中 に改め、 「第十一条の 同条第四項中 七第一項」 「第十一条の七第三項」を「第十一条の十七 を 「第十 十七第三項」に改め、 一条の十 七第 項 同条第三項中 に改 \Diamond 同

三項」 三第一項」を「第十一条の 第二十二条の見出 を「第十一条の四十二第三項」に改め、 L 中 「申請」 四十二第一項」に改め、 を 「申請等」 に改め、 同条第三項を次 同条第二項中 同条第 のように改める 項中 「第十一条の二十三第 第十 一条の二十

- 3 出 法第十一条の四十二第四項の規定による信託規程 (第二十六号様式 0 : : に、 次に掲げ る書類を添えて、 の変更の届出は、 行 わなけ れば 信託規程変更届 なら な 11
- 一変更した事項を示す書類
- 二 変更理由書
- 三 総会又は総代会の議事録の謄本
- 四 その他知事が必要と認める書類
- 第二十二条に次の一項を加える。
- 4 出書 法第十 (第二十六号様式の二) · 一 条 の 四十二第四項の規定による信託規程 に、 次に掲げる書類を添えて、 一の廃 止 \mathcal{O} 届出 行わなけ は、 信 ればならな 託 規程廃止届
- 一 廃止理由書
- 二 信託事業実績書
- 三 総会又は総代会の議事録の謄本
- 四 その他知事が必要と認める書類
- 一十三条第二項中 「第十一条の二十七」 を 「第十一条の四十六」 に改 8
- 三項」 九第 一十四条の 項 を 第十 「第十 見出 一条 \mathcal{O} 条の 四十八 中 「申請」 四十 (第三項) 第 を 「申請等」 に改め、 項」 に改め、 に改め、 同条第三項を次 同条第二項 同条第一 中 \mathcal{O} 項中 よう 第十 に改め 第十 一条の二十九第 一条の二十

- 3 宅地等 えて、 法第十一条の 供給 行わ なけ 事業実施規程変更届出書 四十八第四項の規定による宅地等供給事業実施規程 れ ば ならない。 (第二十八号様式の二) に、 次に \mathcal{O} 掲げ 変更 \mathcal{O} る書類を添 届 出 は、
- 一変更した事項を示す書類
- 二 変更理由書
- 三 総会又は総代会の議事録の謄本
- 四 その他知事が必要と認める書類
- 第二十四条に次の一項を加える。
- 4 えて、 宅地等供給事業実施規程廃止届出書 法第十一条の四十八第四項の規定による宅地等供給事業実施規程の 行わなければならな V) (第二十八号様式の二) に、 次に掲げ 廃止 の届 る書類を添 出
- 一 廃止理由書
- 二 宅地等供給事業実績書
- \equiv 当該事業に係る準備金及び特別積立金 $\overline{\mathcal{O}}$ 処分方法を記 載 た 書面
- 四 総会又は総代会の議事録の謄本
- 五 その他知事が必要と認める書類
- 二第一 三項」 第二十五 を「第十 項」を「第十 条の 見出 ・一条の ・一条の L 中 五十一第三項」 「申請」 五十一第一項」に改め、 を「申請等」 に改め、 に改め、 同条第三項を次 同条第二項中 同条第一 \mathcal{O} 項中 ように改 第十 第十 一条の三十二第 8 一条の三十
- 3 らない。 程変更届出 法第十一条の 書 (第二十九号様式の二) 五十一第四項の 規定による農業経営規程 に、 次に掲げる書類を添えて、 の変更 の届出 は 行わなければな 農業経営規
- 一 変更した事項を示す書類
- 二 変更理由書
- 三 総会又は総代会の議事録の謄本
- 四 その他知事が必要と認める書類
- 第二十五条に次の一項を加える。
- 4 らない。 程廃止届 法第十 田 書 0 (第二十九号様式 五 十 第四 項の規定による農業経営規程 の <u>-</u> に、 次に掲げ る書類を添えて、 0 廃 止 \mathcal{O} 届 出 行 は、 わなけ 農業経営規 ħ ばなな

- 一 廃止理由書
- 二 農業経営事業実績書
- 三 総会又は総代会の議事録の謄本
- 四 その他知事が必要と認める書類

第二十五条の二中 第十 一条 \mathcal{O} 四十六第二項」 を 「第十 一条 の六十五第二項」 に、

(第二十九号様式の二) _ を 「(第二十九号様式の三) 」に改 がめる。

号様式の四) の二第一号」を「第九十七条第一号」に、 十九号様式の三) 第二十六条第一項中 」に改める。 _ を _ 「第九十七条の二第一号」を「第九十七条第一 (第二十九号様式の四) \neg (第二十九号様式の三) _ に改め、 同条第二項中 号」 を に、 「(第二十九 「第九十七条 (第二

に改める。 同条第二項中 第二十六条の二第一項中 「第九十七条の二第四号又は第五号」 「第九十七条の二第三号」 を を 「第九十七条第四号又は第五号」 「第九十七条第三号」 に改 め

九十七条第十二号」 第二十八条、 第三十条第一項及び に改める。 第三十条の二中 「第九十 七条 の二第十二号」 を 第

第三十二条第二項第四号アを次のように改める。

ア 施行規則第百八十条第一項に規定する貸借対照表

同条第五号中 うとするとき」 第三十三条中 「議決した」を を 「組合は、 σ 申請」 _ に、 を削り、 「決議した」に改め 「知事に提出 「規定に より しなけ を れ ば 「規定による」 を「行わなければ」 に、 「を受け に改 8

三号中「第六 同項第二号の 又は第八項」に改め、 第三十四条第一項中 次に 十四条第四項」を「第六十四条第五項」 次の一号を加える。 同条第三項中第五号を第六号とし、 「第六十四条第四項又は第七項」 に改め、 を 第四号を第五号とし、 「第 六十四条第四 同号を同項第四号とし、 項、 同項第 第五 項

三 法第六十四条第四 |項の 規定による届出 の場合にあっ ては、 解散を決議 した総会の

議事録の謄本

第三十四条の次に次の二条を加える。

(事業を廃止していない旨の届出)

第三十四条の二 (第四 十号様式 法第六 の <u>=</u> 十四条の二第 に、 次に掲げ 項に規定する届出 る書類を添えて、 は、 行 事業を廃 わ なけ 止 n ば L な 7 11 な な VI

- 届 出 日 お ける最終事業年度に係る財産目 録、 貸借 対照 表、 損益計算書及び
- 試算表
- 二 直近の総会(総代会)の議事録の謄本
- 三 直近の役員名簿 (第二号様式)
- 兀 理人によ 0 て 届出をする場合 は、 そ \mathcal{O} 権限を証する書面
- 五 その他知事が必要と認める書類

(組合継続の届出)

第三十四条の三 法第六十四条 の三第三項 \mathcal{O} 規定による届 出 組合継続届 出 (第

十号様式の三) に、 次に掲げる書類を添えて、 行 わ なけ れ ば ならな

- 一 組合継続理由書
- 二 組合の継続を決議した総会の議事録の謄本
- 三 総会の決議時における財産目録及び貸借対照表
- 几 総会の 決議時における役員の 役員名簿 (第二号様式)
- Ŧi. 総会の 法第六 招集が 十四条の三第二項にお あ 0 た場合に は、 1 て準用する法第四十八条 当該総会まで \mathcal{O} 経過を 記 載 の二第二項 た書類及 の規定に基づ Ű 当該 総会

の議事録の謄本

- 六 組合の継続の登記に係る登記事項証明書
- 七 その他知事が必要と認める書類

文を 号中 本文」を「第三十条の二第四項において準用する法第三十条第十 四項にお 八十条第二項に に改める。 第三十五 「議決した」を 「第三十条第十一項本文及 1 条第 て準用する法第四十九条第 お _ 項 11 单 て準用する同条第 「決議した」に改め、 次に」 を「次 び第十二項」 _ 項に規定する に 項に規定する財産目録又は」 同条第二項第二号ウ中 に改 に改め、 め、 財産目録及 同項第三号ア中 同号エ中 Ű 「第三十条の二第三項 「第三十条第十一項本 項本文及び第十二項 に改め、 を「施行 「法第六十五 規則 同 項第四 第百 条第

二項に 11 て準用する法第四十九 第三十六条第二号ア お 11 て準用す 決 議 る同 た 中 条第 条第 に改 「法第七十条第二項にお 8 項に 項に規定する財産目録 同 規定する財産 条 \mathcal{O} 次 12 次 \mathcal{O} 目 V 条を加 録 て準用する法第六十五条第 文は 及 Ű える。 に改 を 「施行 8 規 同 条第四号 鴚 第百 应 八 中 + 項 条第 お

(新設分割の認可の申請)

第三十六 け 類を添えて、 ようとするときは、 、条の二 知 事に 出資組合は 提出 新設 L 分割認 なけ 法第七十条の三第三項 ħ ば 口 申 な 5 請 な 書 第 匹 \mathcal{O} 一号様 が規定に 式 <u>の</u> ょ ŋ \equiv 新 に、 設分 割 次 K \mathcal{O} 掲げ 認 可 を受

- 一 新設分割の理由書及び経過報告書
- 二 新設分割計画の謄本
- 三 録 の謄本 総会又は 理事会 (経営管理委員を置 組合にあ 0 7 は、 経営管理委員会) \mathcal{O} 議 事
- 四 最終事業年度に係る貸借対照表
- 五 る 法第四十八 総代会にお 条の二第一 1 て決議 項の規定による通知 た場合に あ 0 て は、 の状況を記載 法第七十条の三第五 した書類 項 12 お VI て 準 甪 す
- 六 議事録の 総会の招 法第七十条の三第五項にお 集が 謄本 あ 0 た場合に は、 1 当該総会まで て準用する法第四十八条 の経過を記 載 \mathcal{O} 一第二項 た書類及 \mathcal{O} 規 び当該総会の 定に 基 づ
- 七 十条第二項の 法第七 十条の三第五 規定によ る手 頭に 続 お を 11 執 て準 0 用する法第四 たことを 証 す + る -九条第二 書 面 項 又 は 第三項及 75 第五
- 八 新設分割設立組合の定款
- 九 新設分割設立組合の事業計画書
- 十 その他知事が必要と認める書類
- 附則第十 第三十七条第二号中 下に 「農業協同組 -条 の 規定によりなおその 合法等 「第四十条の二」 \mathcal{O} 一部を改正する等 効力を有するものとされた」 を 「第四十 \mathcal{O} 法 条」 律 (平成二十七年法律第六十三号 に改 8 を加える 同条第五号 中 てバ
- 第三十八 条第三項第二号中 「議決」 を「決議」 に改める。
- 二条の 条の 改め、 十二条の十七第二項」 七十二条の十三第二項」 「第七十二条の 第三十九 同項 + 0 <u>+</u> 条第 第九号中 第三項」 を 十二第四項」を 一項 「第七十二条の 单 を 「第七十二条の十六第三項」 を 「第七十二条の三十 「第七十二条の十六第四項」 を 「第七十二条の三十四第二項」 「第七十二条の二十九第二項」 「第七十二条の十 四十四」 に 五第三項」 改め を「第七十二条の三十二第三項」に、 七第四項」に改め、 を「第七十二条の三十二第四 同条第六項 に改 に改め、 に改め め、 を次 同条第五 同条第 \mathcal{O} 同条第三項中 よう 同条第二項 項 匹 单 項 改 单 8 第七十二 「第七十 項 中 「第

6

第

七

十三条第四

|項に

お

1

て

準用する法第六十

·四条

 \mathcal{O}

一第

項

に規定す

る届出

は、

事業を廃止 L てい ない旨届出書 (第四十号様式の二) に、 次に掲げる書類を添えて、

行わなければならない。

届出 日 おけ る最終事業年度に係る財産目 録、 貸借対照 表、 損益計算書及 び

試算表

- 二 直近の総会の議事録の謄本
- 三 直近の役員名簿 (第二号様式)
- 兀 代理人によっ て届出をする場合は、 その権限を証する書面
- 五 その他知事が必要と認める書類
- 第三十九条に次の一項を加える。
- 7 法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の三第三項の規定による届出は、

農事組合法人継続届出書 (第四十号様式の三) に、 次に掲げる書類を添えて、 行わな

ければならない。

- 一 農事組合法人継続理由書
- 農事組合法人の 継続を決議 した総会の議事録 \mathcal{O} 謄本
- 三 総会の決議時における財産目録及び貸借対照表
- 几 総会の 決議時に おける役員の 役員名簿 (第二号様式)
- 五 組合法人の継続の登記に係る登記事項証明書
- 六 その他知事が必要と認める書類
- 第三十九条の次に次の一条を加える。

(組織変更の届出等)

第三十九条の二 法第七十三条の + (法第八十条におい て準用する場合を含む。 \mathcal{O}

定による届出は、 組織変更届出書 (第五十二号様式) に、 次に掲げる書類を添えて、

行わなければならない。

- 一組織変更理由書
- 二 組織変更計画の謄本
- 三 組織変更計画を承認した総会の議事録の謄本

兀

組

織変更時に

五 組織変更時における役員の役員名簿 (第二号様式)

おける貸借対照表及び損益計算書

株式会社 \mathcal{O} 組織変更をする場合にあ 0 ては、 法第七十三条の三第六項に お

V

7

用する法第四十九条第二項又は第三項の規定による手続 (法第七十三条の三第六

項において準用する法第五十条第二項の規定による手続を執ったときは、 当該手続

を含む。)を執ったことを証する書面

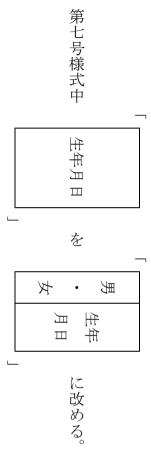
七 とを証する書面 第五十条第二項の規定による手続を執ったときは、 法第四十九条第二項又は第三項の規定による手続 一般社団法人へ \mathcal{O} 組織変更をする場合にあ つては、 (法第八十条におい 当該手続を含む。 法第八十条に おい て準用する法 を執ったこ て準用 する

八 その他知事が必要と認める書類

2 第二号様式を次のように改める。 第五十二号様式の二)に、 法第八十四条第二項の規定による組織変更の 知事が必要と認める書類を添えて、 認可の申請は、 行わなければならない。 組織変更認可申請書(第2号様式(第3条、第8条、第33条、第34条、第34条の2、第34条の3、第35条、第39条、第39条の2関係)

				15	<u>え 貝</u>	(設	<u> </u>	安	<u>貝)</u>	名:	溥	(改選年	·月日:	年	月	日)
新任・ 再任の別	役職名	常勤・非 常勤の別	代表権 の有無	ふ り 氏	が な 名	,	住		所		電話番号	組合員資格	年齢	性別	備	İ	考	

- 注1 設立委員名簿の場合は、「新任・再任の別」欄から「代表権の有無」欄までは省略してください。
 - 2 設立時及び合併時の役員名簿の場合は、「新任・再任の別」欄及び「改選年月日」欄は省略してください。
 - 3 「新任・再任の別」欄は、改選前役員でなかった者は「新任」と、改選前役員であった者は「再任」と記入し、下段に当初の就任年月日及び改 選前の役職名を括弧書で記入してください。
 - 4 「備考」欄には、下記に掲げる事項等を記載してください。
 - ア 農業協同組合法第30条第12項、第30条の2又は農業協同組合法施行規則第76条の2の規定に該当する役員については、そのいずれに該当するか
 - イ 職員と兼務する理事については、その旨及び職員としての職制上の地位
 - ウ 共同代表制を採用する場合には、その旨
 - エ 農業協同組合法第30条第14項に規定する員外監事又は同条第15項に規定する常勤監事である場合は、その旨
 - オ 役員が担当する部門等がある場合には、その担当部門等
 - カ 設立委員名簿については、選任した農業協同組合又は農業協同組合連合会名及び当該組合等における役職名



改正以外の変更内容のみ記載してください。) 第十号様式及び第十一号様式中 「議決した」 」を「糞烟」に改める。 を「決議した」に、 「姨要 (模範定款例

改める。

1条の8第1項ただし書 第二十三号様式中 「第1 1条の4第1項ただし書 (第11条の8第2項後段」に改める。 (第11条の4 第2項後段」 を 第

た」を「決議した」 第二十四号様式中 第二十五号様式中 に改める。 「第11条の7第1項」や「第11条の1 「第11条の5ただし書」 を「第1 1条の9ただし書」に改める。 7第1項」 に、 「議決し

条の42第1項」 第二十六号様式中 に改め、 「変更、廃止」 同様式の次に次の を 「変更」 に、 一様式を加える。 「第1 後の条 \sim ω を 舥

第26号様式の2 (第22条関係)

信託規程変更(廃止)届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

 所在地

 名 称

 代表者 氏
 名

信託規程の変更(廃止)について農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の42第4項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

信託規程について決議した総会(総代会)の開催日

第二十八号様式中「変更、廃止」を「変更」に、「第11条の29第1項」を「第1 第二十七号様式中「無11%の27」を「無11%の46」に改める。

を加える。 1条の48第1項」に、「議決した」を「決議した」に改め、 同様式の次に次の一様式

第28号様式の2 (第24条関係)

宅地等供給事業実施規程変更(廃止)届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

 所在地

 名 称

 代表者 氏
 名

宅地等供給事業実施規程を変更(廃止)しましたので、農業協同組合法(昭和22年 法律第132号)第11条の48第4項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届 け出ます。

宅地等供給事業実施規程について決議した総会(総代会)の開催日

| 条の5 第二十九号様式中「舜囲、潞片」を「舜囲」に、 1第1項」 ど、 「議決した」や「決議した」 「第11条の32第1項」や「第1 に改める。

を第二十九号様式の四とする。 第二十九号様式の三中「瓣 9 7条の2第1号」や「第97条第1号」 に改め、 同様式

式を加える。 ただし書」に改め、 第二十九号様式の二中 同様式を第二十九号様式の三とし、 「第1 1条の46第2項ただし書」 第二十九号様式の次に次の一様 を「鶏 1 \vdash 条の6 Ω 徭 2項

第29号様式の2 (第25条関係)

農業経営規程変更(廃止)届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地 名 称

代表者 氏 名

農業経営規程を変更(廃止)しましたので、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の51第4項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

農業経営規程について決議した総会(総代会)の開催日

第三十号様式中 「第9 ~1 条の2 第3号」 を 淫徭 9 ~1 条第3号] に改める。

「会社の名称及

第三十 _ 号様 式 中 徭 9 \sim 茱 Ë \sim 徭 4 可 を 徭 9 ~1 茱 舥 4 中 に、

び所在地「会社の名称及び所在地

を

に改める。

」 注 不用の文字は、消してください。.

第三十三号様式中 「第9 \neg 後の 2 徭 \vdash 2号」 を「鶏 9 \neg 茱 徭 \vdash 2号」 に改 める。

条第1項第19号」や「第2 第三十五号様式中 「第9 \neg 3 1 後の 条第1項第2 0 舥 \vdash 2号」を「第9 1号] に改める。 ~ 茱 第1 2号」 に、 高網 \sim ω \vdash

第三十六号様式の二中「※9 \neg 条の2 第12号」や「第97 条第1 2 卓 に、 舥 \sim

 ω 1条第1項第20号」や「第231条第1項第2 2 小」に改める。

関係書類」 協同組合施行細則 0 4 第三十七号様式、 第四十号様式中 () を \vdash 項第 「関係書類」 3年 「第6 (平成 第三十八号様式及び第三十九号様式中 舥 4 6 年4 51項第4 に改め、 条第4項 月奈良県規則第 卓 同様式の (第7項、 第4項 次に次 第1項第3 4 얦5 $\widehat{\mathbb{A}}$ の二様式を加える。 其、 徭 $\dot{\omega}$ 第8項) 4条第 4 「議決」 第1項第4号) \wp 延 を「洋||| に改 に、 の規定により、 「司項 を (農業 める。 部

第40号様式の2 (第34条の2、第39条関係)

事業を廃止していない旨届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

 所在地

 名 称

 代表者 氏
 名

事業を廃止していませんので、農業協同組合法施行細則(平成6年4月奈良県規則第4号)第34条の2(第39条第6項)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

第40号様式の3 (第34条の3、第39条関係)

組合(農事組合法人)継続届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地 名 称 代表者 氏

名

総会(総代会)の決議によって組合(農事組合法人)を継続することになりましたので、農業協同組合法施行細則(平成6年4月奈良県規則第4号)第34条の3(第39条第7項)の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

継続の決議をした総会(総代会)の開催日

第42号様式の2 (第36条の2関係)

新設分割認可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

設立委員 住 所 代表者氏名 印

分割により新たに農業協同組合を設立するに当たり、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第70条の3第3項の規定により新設分割の認可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称
- 3 新設分割実施予定年月日

第四十五号様式 中 「業務及び」 を「継谿又は」に改める。

した」を「決議した」 第四 第四十八号様式 十七号様式 中 中 「第7 部 に改める。 \neg \aleph \mathcal{O} 後の 条の \vdash \vdash ω 6 徭 舥 72項」 4 屋 を を 肥 徭 \neg \neg \sim \sim 条の 茱 9 ω \mathcal{O} 9 \sim 徭 舥 \sim 4 耳 型 に、 に改 がる。 「議決

「第7 第五十号様式 第四十九号様式中 2条の3 Ŋ (その 徭 3項」 「第7 $\overline{}$ に改める。 及び第五十号様式(その二) 2条の \vdash \neg 徭 2項」 を 闸 \sim 中 \sim 条の 無無 ω \neg \aleph 4 条の1 徭 \sim 耳 ∞ に改 第3項」を める。

第五十一号様式中 第五十二号様式中 「第7 第3 9条関係」や「第39条の2関係」 2条の18の10」 を「鶏 \neg 0 条の に、 441 「出資農事組合法」 に 改め

農事組合法人) 組織変更届出書」を <u></u> に、 「組 部無 織 ~1 ω 条の1 変 厘 2 囯 を \mathbb{H} 淫徭 **#** ~1 ယ に、 条の10 「農事組合法人」を (第8 0条において準用)「組合 (

 \mathcal{O} 組織変更年月 Ш $\bar{2}$ 組織変更

する第73条の10)」に、

を

注 不用の文字は、 消し \forall ください 注 不用の文

年月日

に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

字は、消してください。」

第52号様式の2 (第39条の2関係)

組織変更認可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地 名 称 代表者 氏

名印

消費生活協同組合への組織変更について認可を受けたいので、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第84条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

組織変更後の名称及び所在地